

平成25年度 第1回愛南町入札監視委員会

意見・質問	回 答												
議題1 愛南町入札契約状況について													
平成24年度契約状況報告 <table><tr><td>一般競争入札</td><td>110件</td><td>2,028,567千円（落札率93.7%）</td></tr><tr><td>指名競争入札</td><td>16件</td><td>103,760千円（落札率90.0%）</td></tr><tr><td>随意契約</td><td>385件</td><td>237,413千円（落札率93.6%）</td></tr><tr><td>合計</td><td>511件</td><td>2,369,740千円（落札率93.6%）</td></tr></table>		一般競争入札	110件	2,028,567千円（落札率93.7%）	指名競争入札	16件	103,760千円（落札率90.0%）	随意契約	385件	237,413千円（落札率93.6%）	合計	511件	2,369,740千円（落札率93.6%）
一般競争入札	110件	2,028,567千円（落札率93.7%）											
指名競争入札	16件	103,760千円（落札率90.0%）											
随意契約	385件	237,413千円（落札率93.6%）											
合計	511件	2,369,740千円（落札率93.6%）											
平成24年度の契約額(2,369,740千円)及び発注件数(511件)は、前年度比で契約額は約450,000千円の増、発注件数は約80件の減となっている。契約額が大幅増となった理由として、愛南町給食センター建築主体工事並びに地域産業研究・普及センター施設（うみらいく愛南）整備工事等の大規模な建築一式工事の発注があったこと。また、給食センター新築に伴う電気設備工事及び機械設備工事が発注されたことなどが挙げられる。発注件数が減少した主な理由は、随意契約件数の減であり、中でも土木一式工事業及びとび・土工事業の減少が顕著である。これは、平成23年度には大雨による小規模災害が多数発生し、その結果、小額の土砂取除き工事や水路及び道路の維持補修工事が小額随契で多数発注されていたことが要因である。 なお、平成24年度の落札率(93.6%)は、前年度に比べ0.2ポイントの上昇でさほど差異はない。													

議題2 抽出事業の審議について	
平成24年11月から平成25年6月末までに発注した工事が対象 ①一般競争入札(土木一式工事)全般。(入札参加者が工事施行地域に限られる傾向にある。) ②随意契約全般。(見積業者の選定方法等について) ③国庫補助事業で整備した護岸の背後地を利用した工事。	
① 一般競争入札(土木一式工事)全般。 条件付一般競争入札における土木一式工事業については「土木工事の施工実績があること」「本町に本店を有すること」を主な入札参加条件として設定している。なお、町内に土木一式工事業の入札参加資有格者名簿登録者は43者あり、うち土木工事の施工実績があるのは37者である。 価格と価格以外の要素を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式、及び、公道の給配水管等布設替工事については工事施行地域以外の者も参加しているが、その他の土木一式工事については施行地域に属する者のみの応札が顕著である。	

Q. 施工地域に属する業者のみが参加していることが多い現状の理由を事務局ではどのように考えているか？	A. 施工地域外の業者が参加しない理由の特定は難しいが、事務所から現場への移動距離や施工箇所付近の住民との調整等も影響しているものとする。
Q. 入札参加者数も少ないが？	A. 一般競争入札の参加者数が少ないことは課題である。各企業も厳しい経営状況の中、配置予定技術者にも余裕がなく的を絞って応札しているのではないかと考える。
入札参加者数が少ないという問題は、当監視委員会の重要な意見として捉えていただき、事務局には適正な競争が確保できる施策を引き続き検討してもらいたい。	
② 随意契約全般	
平成24年度における随意契約総数は385件、事業費ベースで全体の1割程度であり、このうち約9割が小額随意契約である。 また、比較見積業者については地域性を考慮した選定とし、小額随意契約であっても競争性を確保するよう複数者から見積を徴している。	
Q. 特命随意契約にかかる業者選定方法は？事業担当者のみで選定したりしていないか？	A. 特命随意契約の相手先については、全て庁内検討会議である入札審査会に諮り、慎重に選定している。
Q. 町全体の工事発注件数からみると随意契約の割合が多いが、競争入札に付してもよいものもあるのではないかと？	A. 競争入札に付すことは制度上問題ないが入札事務が煩雑になることが考えられ、今のところ競争入札の対象を拡大する予定はない。
今後も、小額随契とする場合でも、できるかぎり競争性を確保し、また、特命随契とする場合は、判断した過程を明らかにして、町民に対し説明責任を持つことを念頭において、随意契約の適正執行に努めること。	
③ H25船越漁港公園整備工事	
本工事は条件付一般競争入札で実施した案件である。条件設定として、護岸背後地に公園設備及び駐車場等を整備するものであることから造園工事業の許可を得ていることとし、また同種工事の施工実績があることとした。	
Q. 監視委員会の主旨からは外れるが、津波対策などの観点から、施工箇所に避難塔等の整備計画はなかったか？	A. 施工箇所は国庫補助事業による埋立地で用途が公園に制約されていることから避難塔の計画はなかった。本町沿岸部の津波対策としては、愛媛県緊急津波対策推進事業補助を活用し、避難場所までの避難路整備を平成24年度から実施している。
Q. 造園工事で発注しているが、内容から土木一式工事で発注すべきではなかったか？	A. 本工事のうち土木工事に該当するものは2割程度であり、残りは東屋、植栽などの公園設備であることから造園工事とした。

議題3 その他

特になし